

「育児休業」または「産前・産後休暇」から在職中の職場に復職し、就労を継続する方は、入園申込書類とあわせてご提出ください。

## 復職に関する申告書

新宿区長 宛て

認可保育園等への入園が決定した場合は、<sup>注意事項(2)(3)</sup>入園月の末日までに復職し、「復職証明書」を復職後2週間以内に提出します。

在職中の職場に復職しない場合 または 「復職証明書」を提出しない場合は、入園の内定や決定が取消し または 退園となることに異議はありません。

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

住 所 新宿区 \_\_\_\_\_

申込児童氏名 \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日生)

申込児童氏名 \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日生)

(復職予定の保護者) 保護者氏名 \_\_\_\_\_ [父 母]

保護者氏名 \_\_\_\_\_ [父 母]

### 【注意事項】

- 1 入園月初日の状況に基づく指数により入園の利用調整を行いますが、入園月初日に育児休業または産前・産後休暇を取得中であっても、入園月に復職する予定の方は「就労」の指数を適用します。
- 2 入園月初日に就労している方として利用調整を行いますが、「慣らし保育」に対応するために、復職日を入園月の初日ではなく遅らせたい方については、入園月の末日まで（勤務先との調整により入園月中に復職できない場合は、翌月1日まで）とすることを認めています。入園月の基本保育料は、通常月のとおり月額で納付いただきます。
- 3 「復職」とは、育児休業または産前・産後休暇を取得している在職中である職場に、取得前と同じ雇用条件（就労日数・就労時間）で復職（派遣会社で就労していた方は同じ派遣元に復職）して、就労を開始することです。
- 4 復職後に「育児短時間勤務」とする方は、雇用契約上の正規の就労日数や就労時間に変更なく、1日あたり2時間以内の短縮であれば、短縮前の就労状況の指数を適用します。  
入園内定後または入園後に、就労日数の短縮や、1日あたり2時間を超える就労時間の短縮をしていることが判明した場合は、短縮された就労日数・時間により、改めて利用調整を行います。その結果、入園の内定や決定が取消しとなる場合があります。